

酒々井町農業委員会 4月総会会議録

平成30年4月6日（金）

分庁舎2階第1多目的室

午後4時から午後4時50分まで

局長 会議に先立ちまして、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

＜異動職員紹介＞

局長 続きまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いいたします。

＜綿貫親睦会長＞

局長 それでは、総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 本日はお忙しい中、総会にご出席いただきありがとうございます。

さて、以前に農地中間管理機構が農家の集まりに出席させて頂き、中間管理事業の協力についての依頼をしたい旨の話がありましたが、根古谷地区として「水と環境」の関係で総会がありますので、総会前に説明を受けることになりました。皆さんのところでも機会がありましたらよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから平成30年4月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案1件、専決処理報告2件、その他1件ですので、よろしく申し上げます。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番 宮田早苗委員、2番 綿貫 清委員を指名します。

議長 それでは、議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から7について、再設定ですので、一括して事務局より説明願います。

局長 議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から7について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は、酒々井在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場

所は、酒々井の農地で、地目は田、面積は2,039 m²、利用計画は田です。賃借料は、米120 kgで10 a 当たり約59 kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者は、高崎推進委員さんです。設定場所は、墨の農地3筆、地目は畑、面積は合計で3,641 m²、利用計画は畑です。賃借料は、30,000円で、10a 当たり8,200円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成27年4月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は、神奈川県川崎市在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地8筆、地目は田、面積は合計で5,320 m²、利用計画は田です。賃借料は、10a 当たり米90 kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。整理番号4についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,365 m²、利用計画は田です。賃借料は、米100 kgで、10a 当たり約73 kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成25年4月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の 9 ページをご覧ください。整理番号 5 についてですが、貸付者は、東京都世田谷区在住者、借受者は、成田市在住者です。設定場所は、下岩橋の農地 2 筆、地目は田、面積は合計で 1,310 m²、利用計画は田です。賃借料は、10a 当たり米 1 俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前は、平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、10 ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の 11 ページをご覧ください。整理番号 6 についてですが、貸付者は、伊籾在住者、借受者も同じく、伊籾在住者です。設定場所は、伊籾の農地 5 筆、地目は田、面積は合計で 1,522 m²、利用計画は田です。賃借料は、20,000 円で、10a 当たり約 13,100 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前は、平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、12 ページの位置図をご覧ください。

続きまして、資料の 13 ページをご覧ください。整理番号 7 についてですが、貸付者は、千葉市の公益財団法人、借受者は、伊籾在住者です。設定場所は、伊籾の農地 2 筆、地目は畑、面積は合計で 7,001 m²、利用計画は畑です。賃借料は、56,008 円で、10a 当たり 8,000 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前は、平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は 1 年ということです。位置につきましては、12 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせて頂きます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員から補足説明等ありましたらお願いします。

議 長 整理番号 1 は、綿貫委員でよろしいですか。

綿貫農業委員 再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号2は、高崎委員ですが、木我委員にお願いしてもいいですか。

木我農業委員 再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号3は、綿貫委員でよろしいですか。

綿貫農業委員 こちらも再設定ですし、息子さんも一所懸命やっていますので、問題ないと思います。

議 長 整理番号4は、綿貫委員でよろしいですか。

綿貫農業委員 こちらも再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号5は、秋葉委員でよろしいですか。

秋葉推進委員 再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号6は齊藤委員でよろしいですか。

齊藤推進委員 再設定ですので問題ないと思います。

議 長 整理番号7も齊藤委員でよろしいですか。

齊藤推進委員 こちらも再設定ですので問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質疑なし>

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、農用地利用集積計画の整理番号2についてですが、高崎推進委員から退席の申し出がありましたので、退席を許可します。

<高崎推進委員退席>

議 長 それでは、農用地利用集積計画についての整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 高崎委員に中に入ってもらってください。

<高崎推進委員入室>

議 長 続きますして、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。(1) 農地法第4条の届出について及び(2) 農地法第5条届出について、一括して報告をお願いします。

局 長 それでは専決処理報告の(1)農地法第4条の届出について及び(2)農地法第5条の届出について説明させていただきます。初めに農地法第4条の届出についての整理番号1についてですが、資料の15ページをご覧ください。届出人は、茨城県つくば市在住者で、届出地は、中川の農地2筆で地目は、畑と田、面積は合計で373㎡、届出理由は、個人用住宅用地です。備考ですが、平成30年3月13日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていただいております。

続きまして、整理番号2についてですが、届出者は、整理番号1と同じ方で届出地は、中川の農地2筆で地目は田、面積は合計で303㎡、届出理由は、共同住宅用地です。備考ですが、平成30年3月13日付け、酒農委第4号の3で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、16ペー

ジの位置図をご覧ください。

次に(2)農地法第5条の届出についてですが、資料の17ページをご覧ください。譲受人は、富里市在住者、譲渡人は、佐倉市在住者です。届出地は、酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計で455㎡、届出理由は、集合住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成30年3月26日付け、酒農委第5号の15で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、18ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質問等なし>

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他の活動記録簿について事務局より説明願います。

<活動記録簿の書き方、提出方法等について説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<記録内容等について質疑有>

議 長 他にないようですので、活動記録簿につきましては、よろしく願いいたします。その他、何かありますか。

<農地の斡旋について説明>

議 長 農地の斡旋については、誰かおりましたら事務局までお願いします。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局長 7日の月曜日はいかがでしょう。

議長 ただ今、7日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。
特にないようなので、来月の総会は、7日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。
慎重審議ありがとうございました。